

広島県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件等として定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六十号

広島県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件等として定める条例

例

(目的)

第一条 この条例は、県行政の全般に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件等として定めることにより、計画の立案段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った透明性及び実効性の高い県行政の推進に資することを目的とする。

(議決すべき計画)

第二条 知事は、県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画を策定し、又は変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、その立案過程において策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告した上で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、議会の議決を経なければならない。

2 知事は、前項の規定により議会の議決を経た計画を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(報告すべき計画)

第三条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画（計画期間が五年未満のものを除く。）を策定し、又は変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、その立案過程において策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告しなければならない。

2 知事等は、前項の規定により報告した計画を廃止しようとするときは、あらかじめその旨及び廃止の理由を議会に報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第四条 知事は、毎年度、第二条の規定により議決を経た計画の実施状況を議会に報告しなければならない。

2 議会は、県行政の推進のために必要があると認めるときは、知事等に対し、前条第一項の規定により報告された計画の実施状況について報告を求めることができる。

3 知事等は、前項の報告を求められたときは、速やかに、当該計画に係る実施状況を議

会に報告しなければならない。

(知事への意見)

第五条 議会は、本県を取り巻く社会経済情勢の変化等により、議決した計画を変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、ひろしま未来チャレンジビジョンは、第二条の規定により議決を経た計画とみなす。